



第131回 中村屋健康保険組合 組合会

令和6年7月17日（水）

14：00～15：00

西新宿三井ビル24階会議室

中村屋健康保険組合



第 1 3 1 回 中村屋健康保険組合 組合会 議題

報 告 事 項

第 1 号報告 令和 5 年度 健康保険組合監査報告に関する件

第 2 号報告 収支予算の同一款内流用に関する件

第3号報告 健康保険組合規程等変更に関する件

審 議 事 項

第 1 号議案 令和 5 年度健康保険・介護保険収入支出決議（案）
に関する件

第 2 号議案 令和 5 年度 決算残金処分（案）に関する件



報告事項

第1号報告 令和5年度健康保険組合監査報告に関する件

令和5年度の『収支支出決算概要表』『令和5年度事業報告書』の内容について事務長より説明があり、その後、会計帳簿・財産残高確認・収入支出に係る伝票・信憑書類・各種資料の管理状況等を確認し検証を行いました。特別に問題となる箇所はなく、適正に処理されていたので、ご報告いたします。

監事 伊東 健二

新國 涼磨

監査日時 : 令和6年7月9日(火)

監査会場 : 西新宿三井ビル23階Bエリア会議室①

報告事項

* 1月分まで組合会報告済

第2号報告 収支予算の同一款内流用に関する件（その1）

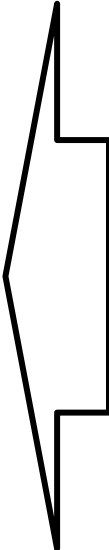
事務所費	諸給	旅費 (23,289円)	役職員諸手当
事務所費	需要費	借用および損料 (142,874円)	社会保険料
保険給付費	法定給付費	傷病手当金 (1,232,630円)	療養給付費 入院時食事・生活療養費 薬剤支給 家族療養費 家族訪問看護療養費 高齢者高額療養給付費
		家族療養費 (7,000,000円)	
		家族薬剤支給 (3,000,000円)	
		家族出産育児一時金 (2,100,978円)	
		第2家族療養費 (24,242円)	
		出産育児一時金 (1,744,000円)	
		第2家族療養費 (42,152円)	
		出産手当金 (1,746,000円)	
		家族出産育児一時金 (595,405円)	
		第2家族療養費 (75,000円)	
		家族出産育児一時金 (529,634円)	
保険事業費	保険事業費	疾病予防費 (364,980円)	保健指導宣伝費

※予算の配分の問題であり、収支に大きな影響を与えるものではありません。

報告事項

* 1月分まで組合会報告済

第2号報告 収支予算の同一款内流用に関する件（その2）

保険給付費	法定給付費	療養給付費	(12,422,213円)		予備費
		入院時食事・生活療養費	(21,456円)		
		薬剤支給	(3,076,505円)		
		家族訪問看護療養費	(208,170円)		
		高齢者高額療養給付費	(102,120円)		
		療養給付費	(1,285,563円)		
	附加給付金	高額療養給付費	(161,182円)		
		一部還元負担金	(849,000円)		
		合算高額療養付加金	(87,000円)		
財政調整事業拠出金	財政調整事業拠出金	財政調整事業拠出金	(103,580円)		
18,316,789				円	

※予算の配分の問題であり、収支に大きな影響を与えるものではありません。

報告事項

第3号報告 健康保険組合規程等変更に関する件

24年4月 理事長専決

組合の規約の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 別表1 名 称 所 在 地 株式会社中村屋 東京都新宿区新宿 全中村屋労働組合神奈川県海老名市東柏ヶ谷 中村屋健康保険組合 東京都新宿区新宿 <u>(削る)</u>	(設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 別表1 名 称 所 在 地 株式会社中村屋 東京都新宿区新宿 全中村屋労働組合神奈川県海老名市東柏ヶ谷 中村屋健康保険組合 東京都新宿区新宿 <u>中村屋企業年金基金 東京都新宿区新宿</u>

(傍線部分は改正部分)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

企業年金基金の解散に伴う規程改正



審 議 事 項

第 1 号議案 令和 5 年度健康保険・介護保険収入支出決議（案）に関する件

健 康 保 険

☐ 令和 5 年度は、3 年連続で経常収支が赤字となったが、赤字幅は縮小。

（その前までは7年間経常黒字）

☐ 収入は、組合員数減も標準報酬増加に伴い増収となった。

☐ 支出は、医療費（本人・高額治療）が大幅増。

納付金（高齢者支援金）は前年・予算共に減（今年限り）

で全体の支出は抑えられたが、

☐ 経常収入支出差引額**18,964千円の赤字**となった。

☐ 準備金を取崩し、収入支出差引額**29,958千円を決算残金処分**とすることができた。

令和5年度 健康保険収入支出実績

(単位：千円)

	2022年度決算	2023年度予算	2023年度決算	2023年度決算比較	
				対前年度決算	対当年度予算
保険料率 (%)	93.00 (一般91.70)	93.06 (一般91.70)	93.06 (一般91.70)	0	0
被保険者数 (人)	1,272	1,280	1,263	-9	-17
標準報酬月額 (円)	321,403	319,317	328,347	6,944	9,030

経常 収 支	収 入	一般保険料	538,202	541,938	553,719	15,517	11,781
		雑収入・利子・回収金・補助金・その他	7,271	7,730	7,156	-115	-574
		経常収入計 (A)	545,473	549,668	560,875	15,402	11,207
	支 出	事務所費	21,583	25,602	20,291	-1,292	-5,311
		保険給付費 (医療費)	288,916	307,427	323,417	34,501	15,990
		納付金	232,613	191,755	188,975	-43,638	-2,780
		保健事業費	46,757	57,879	46,698	-59	-11,181
		還付金・連合会費・雑支出	342	802	458	116	-344
		経常支出計 (B)	590,211	583,465	579,839	-10,372	-3,626
	経常収入支出 差引額 (A) - (B)		-44,738	-33,797	-18,964	25,774	14,833

経常外収支	収入	調整保険料	7,659	7,712	7,856	197	144
		繰越金	34,626	16,515	11,453	-23,173	-5,062
		繰入金（別途積立金・準備金限度外部分繰入）	13,517	15,000	35,000	21,483	20,000
		その他収入	7,883	6,352	2,340	-5,543	-4,012
		経常外収入計（C）	63,685	45,579	56,649	-7,036	11,070
	支出	財調拠出金	7,703	7,713	7,787	84	74
		介護勘定繰入他	0	3,500	0	0	-3,500
		その他	0	232	1	1	-231
		予備費	0	187	0	0	-187
		経常外支出計（D）	7,703	11,632	7,788	85	-3,844
経常外収入支出 差引額（C）－（D）		55,982	33,947	48,861	-7,121	14,914	

収入合計 (経常 + 経常外)		609,374	595,097	617,585	8,211	22,488
支出合計 (経常 + 経常外)		597,914	595,097	587,627	-10,287	-7,470
収入支出差引額 (予備費を除く)		11,460	0	29,958	18,498	29,958

財 産	法定準備金残高	294,668	291,501	259,668	-35,000	-31,833
	別途積立金残高	141,372	134,692	141,372	0	6,680
	1人当たり別途積立金	112	106	112	-0	6



審 議 事 項

介 護 保 険

- ☐ 令和5年度は、対前年の保険料収入が増加し、介護納付金を上回り黒字となった。(当年度限りでコロナによる減額があった)
- ☐ 準備金に余裕はあるが、令和6年度以降、納付金は大幅に増え、準備金から取崩しの見込であり、前年比保険料率の推移は見守りたい。
(令和6年度 納付金 82,626千円・前年比18,899千円増)
- ☐ 収入支出差引額**12,713千円を決算残金処分**とすることができた。

令和5年度 介護保険収入支出実績

(単位：千円)

	2022年度決算	2023年度予算	2023年度決算	2023年度決算比較	
				対前年度決算	対当年度予算
保険料率 (%)	17.5	17.5	17.5	0	0
被保険者数 (人)	822	844	806	-16	-38
標準報酬月額 (円)	352,292	359,466	360,674	8,382	1,208

収 入 支 出 状 況	収 入	保険料収入	75,588	77,575	76,454	866	-1,121
		国庫負担	0	0	0	0	0
		利子・回収金・その他	1	3	1	0	-2
		繰越金	0	0	0	0	0
		繰入金	0	0	0	0	0
		一般勘定受入	0	3,500	0	0	-3,500
		国庫補助金受入	0	0	0	0	0
	計		75,589	81,078	76,455	866	-4,623
	支 出	介護納付金	68,124	63,727	63,727	-4,397	0
		介護保険料還付金	0	60	15	15	-45
		準備金繰入	0	10,000	0	0	-10,000
		一般勘定繰入	0	3,500	0	0	-3,500
		予備費	0	3,791	0	0	-3,791
	計		68,124	81,078	63,742	-4,382	-17,336
	収支差引計		5,141	0	12,713	7,572	12,713

決 算 残	準備金	7,465	0	12,713	5,248	12,713
	繰越金	0	0	0	0	0
	計	7,465	0	12,713	5,248	12,713

準備金 (累計保有額)	46,754	46,754	59,467	12,713	12,713
-------------	--------	--------	--------	--------	--------

審 議 事 項

第2号議案 令和5年度 決算残金処分（案）に関する件

【健康保険】

単位:円

決 算 状 況		決 算 処 分 内 容	
収入決算額	617,585,039	準 備 金	9,855,669
支出決算額	587,626,617	別 途 積 立 金	0
差 引 残 額	29,958,422	翌 年 度 繰 越 金	20,047,000
		※ 財 政 調 整 事 業 繰 越 金	55,753

※任意継続被保険者3月納入前納保険料

【介護保険】

決 算 状 況		決 算 処 分 内 容	
収入決算額	76,454,595	準 備 金	12,713,391
支出決算額	63,741,204	繰 越 金	0
差 引 残 額	12,713,391		

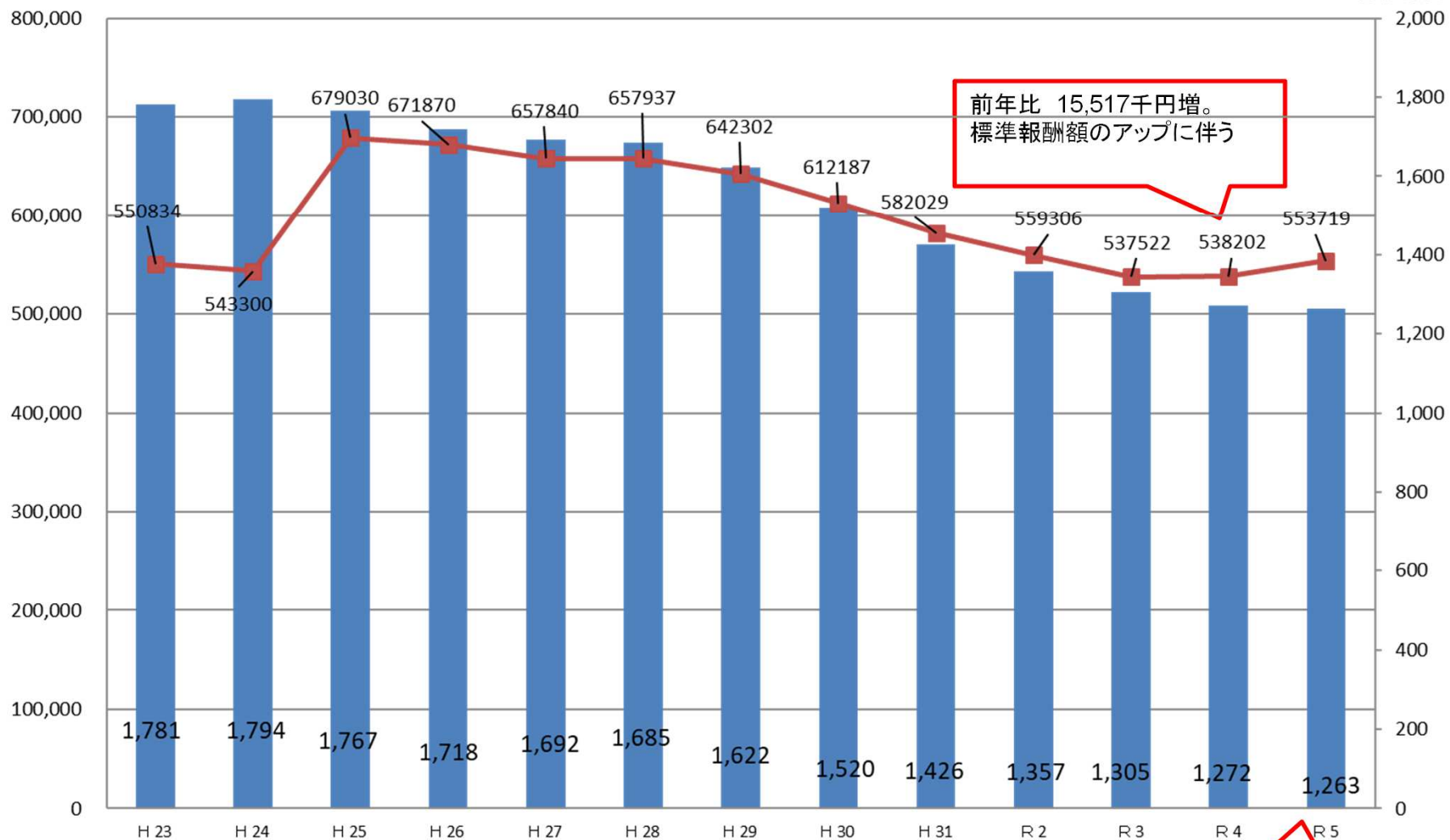


千円

年度別 被保険者数と保険料収入の推移

■ 被保険者数

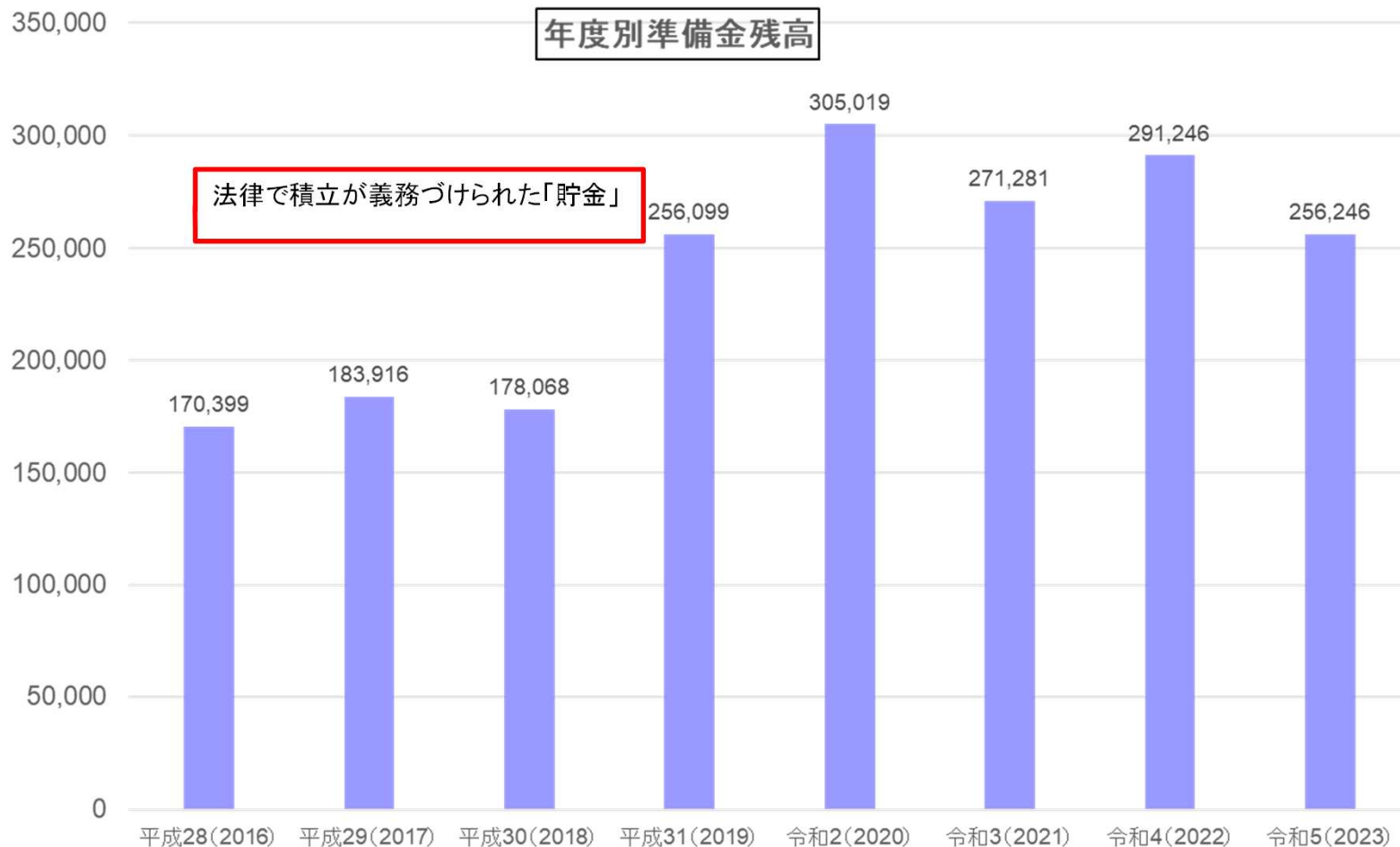
■ 保険料収入



前年比 15,517千円増。
標準報酬額のアップに伴う

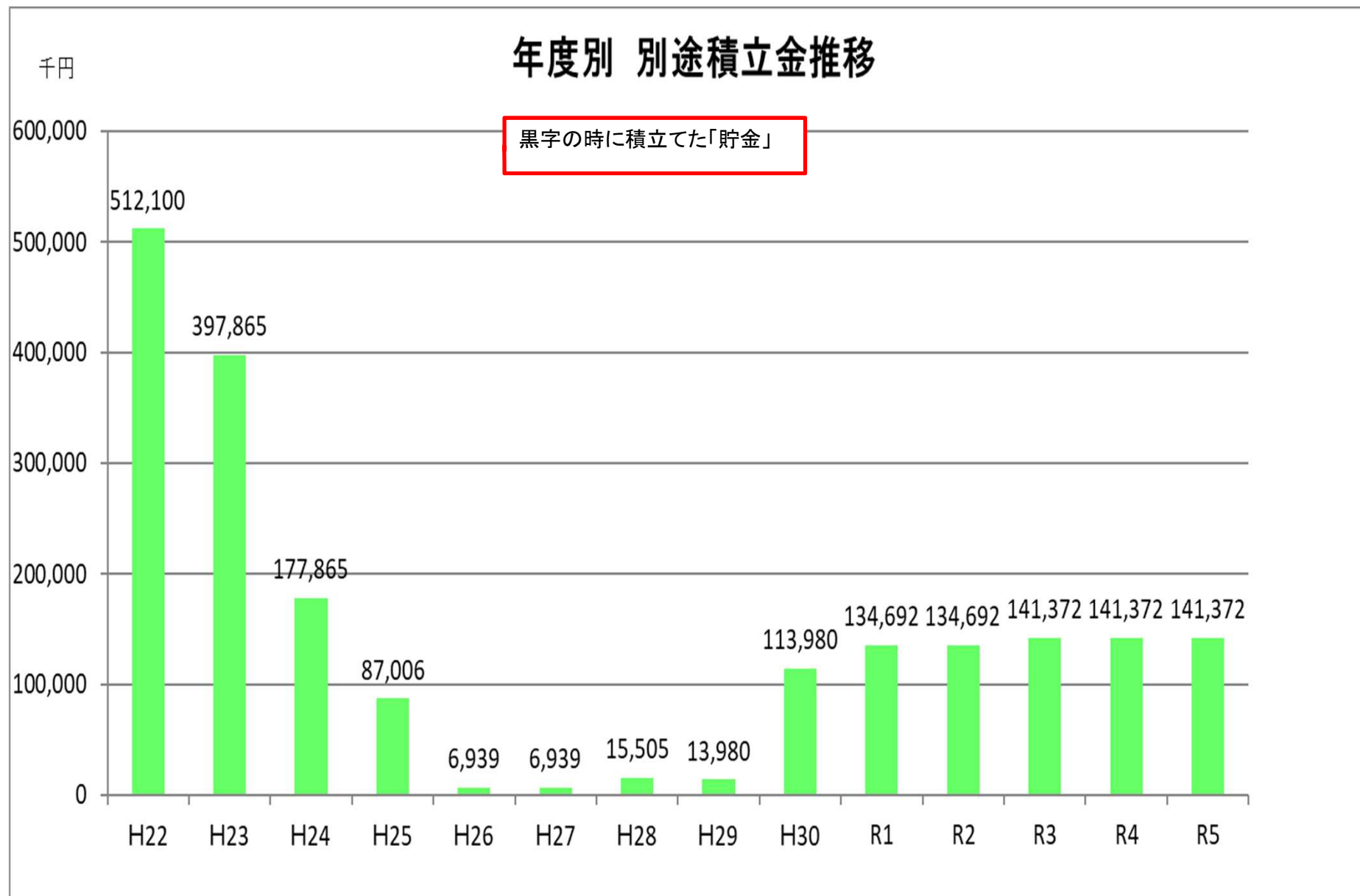
※H25 料率変更実施(7.32⇒9.30)

10年前から比べて
504人減少



法定準備金とは、保険給付費と納付金の不足に充てるために法律によって義務付けられた準備金のことであり、保険給付費の過去3か年平均の2か月分と、拠出金等の納付金の過去3か年平均の1か月分を合わせた額(準備金法定額)を保有することとされている。

当健保の場合 おおよそ75,000千円以上の準備金が必要



マイナンバーカードについて（当健保の現状）

中村屋健保組合のマイナンバーカード（健康保険証との連携完了）者

4月17日現在で全1,977人中1,139名（848名）

57.6%（40.4%）（ ）は前年4月実績

うち保険証として利用しているのは**6.06%**

国全体（6月21日厚労省会議にて）

マイナカード 保有率 **73.7%**（9,238万枚）

健康保険証と紐づけ者 **57.84%**（7,855万枚）

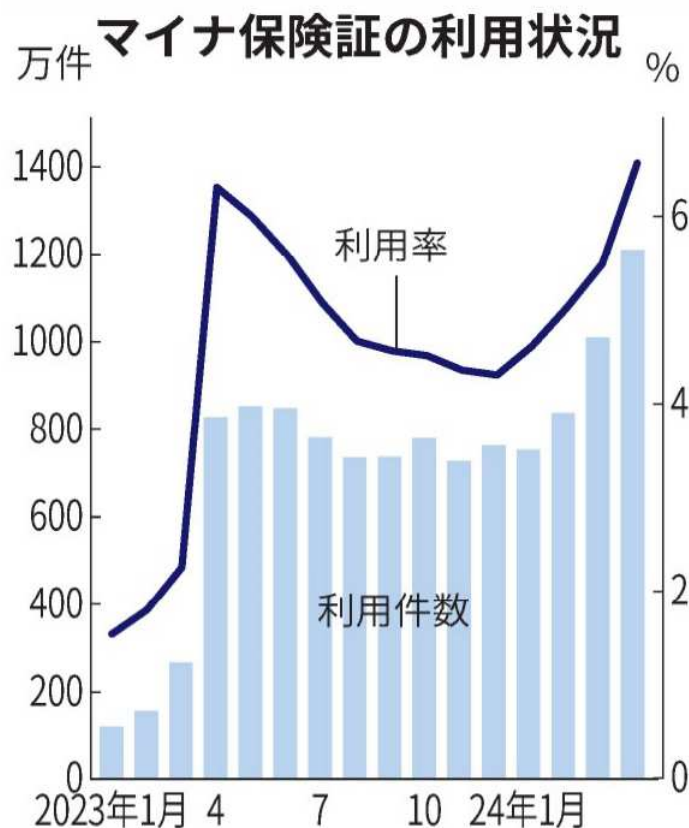
使用している人 **7.73%**（24年5月）

②当社の課題

- ・国全体よりも数値が低い（＝取得率・紐づけ者ともに）
- ・現健康保険証の有効期限は来年12月1日。（国が定める最長期限）
- ・本年12月2日以降はマイナンバーカードに一本化（新規発行不可）が
だが、まだまだ保険証を使用している人が多い。
- ・「資格確認証」なる、保険証とほぼ変わらないものを発行するよう国から要請。

【 今後の政策状況等により大幅な変更の懸念あり 】

マイナンバーカードについて（国全体の現状）



(出所) 厚労省・医療保険部会資料

NIKKEI

2024.5.24

マイナカードを保険証として使わない理由

(すでに紐づけてあるにもかかわらず)

1、マイナカードを持ち歩かない人が多い。

普段持ち歩いている公的証書

1位:運転免許 82%

2位:健康保険証 66%

3位:マイナカード 39%

個人番号が明記されているものが、紛失してしまう懸念

2、マイナカードシステムへの不信感

他人情報の紐づけ

医療機関でのトラブル...

中村屋健保では全加入者を点検しエラーは無。

3、メリットを感じにくい

- ・初診料が安くなる（健康保険証使用に比べ）、
- ・高額医療限度額認定証発行が不要などあるが、
そもそも病院に行かない人には魅力が低い。

業務効率化推進（人間ドッグ予約システム）

質問 応答 1078

プレビュー スタイル 回答を収集 プレゼンテーション

中村屋健康保険組合 人間ドッグ申込フォーム

人間ドッグを受けない場合でも、2024年2月18日（日）までにご回答ください。

対象者：①75歳未満～40歳 ②35歳 ③③に該当する被保険者（従業員本人）および被扶養者（家族）
詳しくは、desknet'sインフォメーション「人間ドッグ（特定健康診査）のお知らせ」をご参照下さい。

【個人情報の取り扱いについて】
ご回答いただいた個人情報は、人間ドッグ医療機関へ申込み作業以外には使用しません。取得した個人情報は管理責任者を定め、紛失や漏洩などが発生しないよう積極的な安全対策を実施いたします。

【問い合わせ先】中村屋健康保険組合 TEL 03-5325-2724 佐野

セクション 1

人間ドッグ申込者選択

人間ドッグ予約システムを構築 ⇒ 1,078件入力。申込者数も変わらず。

紙回収に比べて、情報収集のスピードアップが図れた。

⇒2025年度に向けて、更なるバージョンアップを検討・推進

保険料支出抑止対策

(柔整へのかかり方啓蒙)

保険証は正しく使いましょう

整体院・整骨院
(柔道整復師)の
かかり方



健康保険が
使えます

骨折・脱臼
外傷性が明らかな
捻挫・打撲・挫傷
負傷原因がはっきり
している骨・筋肉・
関節のケガや痛み
骨折・脱臼の施術後
に運動機能の回復を
目的に行った運動

健康保険は
使えません

疲労性・慢性的な
要因による肩こり
や筋肉疲労
症状の改善が見られ
ない長期の施術
労災保険が適用される
工作中や通勤途上での
ケガ

接骨院、整骨院は病院ではありません！

「健康保険証が使えます」で安易に行かないで！

毎月、健保から外部業者に点検料として300千円/月を拠出

啓蒙活動（労災・通災では保険証は使わないが基本）

業務中や通勤途中のケガに、健康保険は使えません!!

お仕事でのケガ等には、労災保険!

- 労災保険制度では、労働者が業務中または通勤途中に災害にあい（以下「労働災害」といいます）、その労働災害によって負傷、または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。

! お仕事でのケガ等に健康保険を使うと、一時的に治療費の全額を自己負担しなければなりません!

健康保険は、労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。

- 労働災害によって負傷、または病気にかかったにもかかわらず、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合、治療費の全額を一時的に自己負担することとなってしまいます。



健康保険を使ってしまった場合は、必ず裏面の手続きが必要です。

労働災害の場合は、必ず労災保険を請求しましょう

労働災害であるにもかかわらず、健康保険で治療を受けてしまった場合は、以下の手続きが必要です。

受診した病院に、**健康保険から労災保険への切り替え**ができるかどうかを確認してください。

← できない

できる →

切り替えができない場合

一時的に、**医療費の全額を自己負担した上で、労災保険を請求**していただきます。

※ ただし、既に労災認定を受けている場合であって、医療費の全額負担が困難な場合等には、**一時的に医療費の全額を自己負担することなく請求**する方法もありますので、希望される場合は、労働基準監督署へ申し出てください。

切り替えができる場合

病院の窓口で支払った金額（一部負担金）が返還されます。

切り替え手続きの方法

労災保険の様式第5号または様式第16号の3の請求書を受診した病院に提出してください。

労災保険の請求方法

- **一時的に医療費の全額を自己負担してから、労災保険の手続きをしてください。**
- ① **健康保険の保険者（全国健康保険協会等）**へ労働災害である旨を申し出てください。
- ② 保険者から医療費の返還通知書等が届きますので、返還額をお支払いください（※1）。
- ③ **労災保険の様式第7号**又は**第16号の5**を記入の上、返還額の領収書と病院の窓口で支払った金額（一部負担金）の領収書を添えて、**労働基準監督署**へ請求してください（※2）。

疑問点は人事企画部もしくは健康保険組合へ



【まとめ】

2023年5月から新型コロナウイルスが5類に分類され、徐々に以前の生活に戻りつつあります。

しかしながら、コロナは終息したわけではなく、散発的に当社でも罹患者がおります。

また、受診控えが緩和された影響もあり、被保険者の医療費が過去最大となり、予備費でも足りず、準備金を取り崩して運営資金に充てる、厳しい財政運営となりました。

また従前の高齢者向けのみならず、今後、子育て世代にも向けた納付金負担の大幅増加は明らかであり、それらの支出負担に備えなければならず、厳しい健保財政運営は続きます。

今冬に迫るマイナンバーカードと健康保険証の一体化は、まだまだ利用率が1ケタ台であり、国でも利用率向上の施策を立てており、当健保でも常に政策をフォローしつつも、まずは、加入者の皆さんが万が一の際、安心して医療機関を利用できることが最重要であると考えております。

2024年度も、引続き、事業主と連携し支出抑制対策に取り組んでおり、

「業務効率化による事務職員の負担削減、多能工化の推進」

「高額医療者の実態ヒアリング調査」

「傷病手当申請者のチェック厳格化」

を重点施策とし、受け身ではなく「攻めの健保」として啓蒙活動を強化してまいります。

組合員皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。